



むさしの 遺産整理業務



相続人のみなさまの
相続手続きをサポートします。

突然のご相続で、 このようなお悩みはありませんか？



相続手続きの全体像が分からず
不安に感じている。

忙しくて、相続手続きに使える
時間が限られている。

金融機関に行ってみたが、
手続きがかなり大変そうだ。

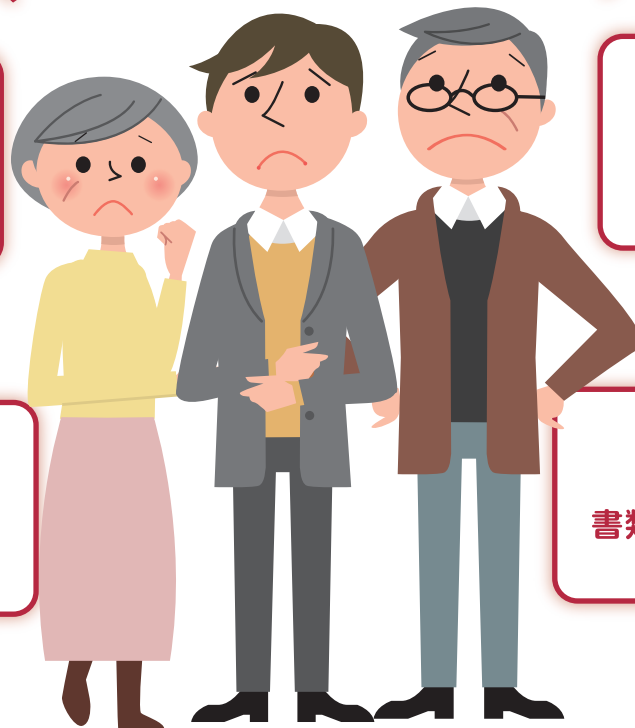
相続手続きに必要な
戸籍がわからない。

他の相続人に、
どのように説明すれば
良いのか分からない。

遺産分割協議書の
つくり方が分からない。

相続税の知識が
ないので心配。

他の相続人との
書類のやりとりが大変。



こんなときは、
むさしの遺産整理業務にお任せください。
相続人のみなさまのお役にたちます。

当行がご相続手続き全体のアドバイスを行います。

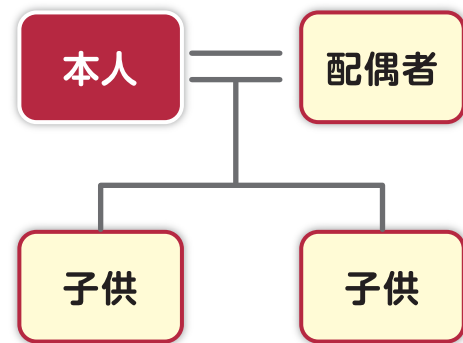
- 1 相続人の確定作業(戸籍による確認)もサポートします。
- 2 当行以外にお取引されていた金融機関のご相続手続きも代行することができます。
- 3 当行が調査した結果を一覧にした財産目録を作成して、相続人のみなさまに交付いたします。
- 4 相続人のみなさまの話し合いの結果に基づき、遺産分割協議書作成のお手伝いを、当行がいたします。
- 5 遺産分割協議書等への署名・押印の依頼など、他の相続人とのやりとりを、当行が代行することも可能です。
- 6 相続税の申告手続き等は、専門家(税理士等)の紹介によりお手伝いします。

※遺産分割協議の仲裁等はいたしかねますので、ご了承ください。

相続人となるのは誰なのか確認してみましょう。

相続の権利について

ケース 1 子供がいる場合



法定相続割合 ※相続人全員が合意すれば、以下の割合とは関係なく相続財産を分けることができます。

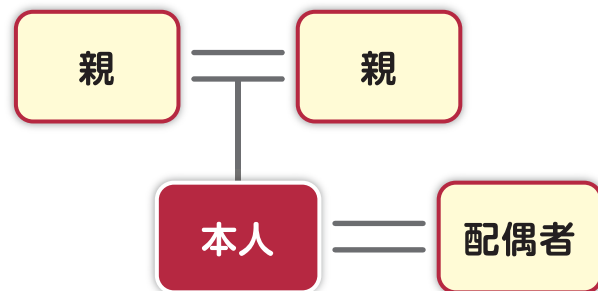
相続人	相続人の組合せ	
	配偶者と子 供	子供のみ
配偶者	1 / 2	—
子 供	1 / 2	全部

※子供が複数いる場合には、権利を人数で等分することになります。
※子供が先に亡くなっている場合には、その子供（孫）に権利が代襲されます。

このような方が遺産整理業務を利用されています！

- 配偶者自身で各所に足を運んで相続手続きをすることが難しい。
- 子供たちが仕事を休んで相続手続きをすることが難しい。
- 相続人のなかに相続手続きの全体像を理解して手続きをできる人がいない。

ケース 2 子供がいない、親がいる場合



法定相続割合 ※相続人全員が合意すれば、以下の割合とは関係なく相続財産を分けることができます。

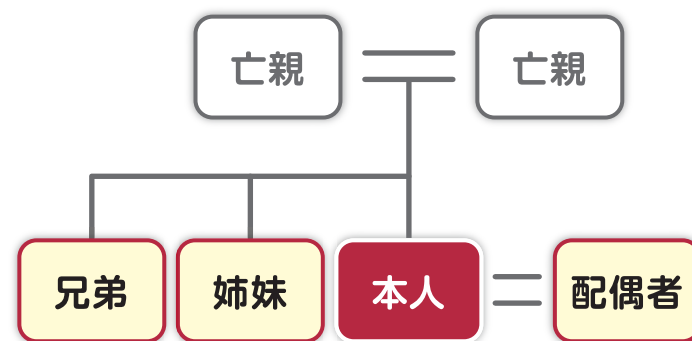
相続人	相続人の組合せ	
	配偶者と父母等（直系尊属）	父母等（直系尊属）のみ
配偶者	2 / 3	—
父母等（直系尊属）	1 / 3	全部

※両親が共に健在である場合には、上記権利を等分することになります。
※両親が亡くなっている場合でも、祖父母が存命の場合には祖母に相続する権利があります。

このような方が遺産整理業務を利用されています！

- 配偶者自身で各所に足を運んで相続手続きをすることが難しい。
- 配偶者が相続手続きを理解して自主主導で手続きをすることが難しい。
- 義理のご両親相手に、配偶者が手続きを説明するのは難しい。

ケース 3 子供がいない、親もいない、兄弟姉妹がいる場合



法定相続割合 ※相続人全員が合意すれば、以下の割合とは関係なく相続財産を分けることができます。

相続人	相続人の組合せ	
	配偶者と兄弟 姉妹	兄弟姉妹のみ
配偶者	3 / 4	—
兄弟姉妹	1 / 4	全部

※兄弟姉妹が複数いる場合には、上記権利を等分することになります。
※兄弟姉妹が先に亡くなっている場合には、その子供（甥姪）に権利が代襲されます。

このような方が遺産整理業務を利用されています！

- 配偶者自身で各所に足を運んで相続手続きをすることが難しい。
- 配偶者が相続手続きを理解して自主主導で手続きをすることが難しい。
- 義理の兄弟姉妹等を相手に、配偶者が手続きを説明するのは難しい。

相続に関する基礎知識

遺産分割にかかわる豆知識

寄与分

被相続人の事業を手伝ったり、療養看護を熱心に行うなど、被相続人の財産形成などに特別に貢献した相続人は、遺産を分割する前に相続人全員の協議等を経たうえで、法定相続分に加え、割増の財産を遺産の中から取得することができます。この割増分の財産を、「寄与分」といいます。

※寄与分は、原則相続人にしか認められないため、それ以外の人が特別に貢献した場合には、遺言等により配慮する必要があります。

特別受益

相続人の中に、被相続人より結婚資金、開業資金等の生前贈与等を受けた人がいる場合、相続分算定の際にこれらが考慮されることがあります。

その場合、被相続人の相続財産とその生前贈与分の財産を相続財産とみなして相続分を計算し、生前贈与を受けた相続人は、相続分から生前贈与分の価額を差し引いた金額が実際の相続分となります。この差し引いた生前贈与分のことを特別受益といいます。



遺言にかかわる豆知識

遺言の種類

①自筆証書遺言

遺言者自身が自筆で作成した遺言のことです。

遺言者が亡くなられたときは、遺言を執行する（遺言書により相続手続きをする）前に、遺言書を家庭裁判所に提出して検認の手続きをする必要があります。

②公正証書遺言

遺言書が、公証役場で公証人に作成してもらった遺言のことです。公正証書遺言は、家庭裁判所での検認手続きは必要ありません。

遺言執行者

遺言執行者とは、遺言書の内容どおりに相続手続きをする権限を持っている人のことです。遺言執行者は、あらかじめ遺言者が遺言書で指定することができます。遺言書で遺言執行者が指定されていない場合には、家庭裁判所で遺言執行者を選任してもらうことになります。

遺留分

兄弟姉妹甥姪以外の相続人が、最低限受け取ることのできる相続割合のことです。

相続人に、一定の相続分を保証するために設けられました。

※遺言により遺留分を侵害された場合には、遺留分の権利を侵害された相続人が希望すれば、不足する部分を取り戻すことができます。

相続手続きは煩雑で時間を要します。

相続に関する主な手続きの流れ



相続発生	—	死亡届の提出
	—	公的年金・健康保険の手続き
	▲	死亡保険金の請求手続き
	▲	公共料金等の引き落とし口座の変更等
	○	相続人の確定・戸籍謄本等の取得
	—	遺言書の有無の確認
	△▲	自筆証書遺言の場合には、家庭裁判所での検認手続き
	○	相続財産の調査、把握
発生後 3か月以内	△▲	相続放棄・限定承認・単純承認の選択 ※期限：相続開始を知った日から3か月以内
発生後 4か月以内	△	被相続人の所得税の申告・納付（準確定申告） ※期限：相続開始を知った日の翌日から4か月以内
	▲	遺産分割協議の実施（遺言書のない場合）
	△▲	分割協議の際の特別代理人等の選任 ※相続人が未成年者の場合などに必要となります。
	○	遺産分割協議書の作成（遺言書のない場合）
	○	預貯金・有価証券等の解約や名義変更
	○	不動産の相続登記
発生後 10か月以内	△	相続税申告書の作成
	△	相続税の申告・納付 ※期限：相続開始を知った日の翌日から10か月以内

- = 公的機関等の手続き
- = 相続財産関係の手続き
- = 税金関係の手続き
- = 当行が遺産整理業務で代行等により対応します。
- △

 = 専門家（税理士等）の紹介によりお手伝いいたします。
- ▲

 = 手続きの方法や相談先についてご案内いたします。



当行の「遺産整理業務」は、煩雑な手続きを代行し、
相続手続きがスムーズに進むようサポートいたします!!



当行が行う「遺産整理業務」の手続きの流れ

委任契約の締結 事前のご相談 遺産の概要、相続人のみなさまの状況などにより、手続きの進め方を検討します。 委任契約の締結 相続人のみなさま全員と、「遺産整理に関する委任契約」を締結します。	遺産整理業務のポイント ● 当行が相続手続き全体のアドバイスをを行うことが可能です。 ● 相続人の確定作業（戸籍による確認）もサポートします。 ● 当行以外にお取引されていた金融機関の相続手続きも代行することができます。
相続財産の調査 相続財産の調査 取引金融機関の残高証明書や不動産に関する資料の取得を代行します。 財産目録の作成 調査した資料をとりまとめて、一冊の目録を作成します。	遺産整理業務のポイント ● 当行以外にお取引されていた金融機関も一括して調査します。 ● 当行が調査した結果を一覧にした財産目録を作成して、相続人のみなさまに交付いたします。
遺産分割協議 遺産分割協議 ※相続人同士でお話し合いいただきます。 相続人のみなさまで、相続財産の分け方を決めていただきます。 遺産分割協議書の作成 相続人のみなさまの遺産分割協議の結果を文書化します。	遺産整理業務のポイント ● 遺産分割協議のポイントなどを、説明いたします。（分割協議の仲裁等はいたしかねますので、ご了承ください。） ● 話し合いの結果に基づく遺産分割協議書作成のお手伝いを、当行がいたします。
財産の相続手続き 金融機関の預金等の相続手続き 取引金融機関の預金等の解約や名義変更の相談手続きを代行します。 不動産の相続登記 司法書士へ相続登記の依頼をします。	遺産整理業務のポイント ● 当行以外の金融機関等の相続手続きもいたします。 ● 解約した金融資産は、手続き終了まで当行が責任を持ってお預かりします。
相続手続きの完了 終了報告書の作成 代行した相続手続きの内容をまとめて、終了報告書を作成します。 相続財産の引き渡し 相続手続きが完了した財産を相続人のみなさまにお引き渡しします。	遺産整理業務のポイント ● 相続手続きの結果をまとめた終了報告書を、相続人のみなさまにお渡しします。 ● 金融資産などの相続財産を、各相続人にお引き渡しします。

※相続に関して紛争が存在する場合や、紛争を生じる蓋然性が高い場合には、ご相談に応じられない場合がございます。
※当行の業務の範囲外となる相続税の計算および申告手続き等の税理士業務は「専門家（税理士等）の紹介」によりお手伝いいたします。

知っておきたい 相続の基礎知識

相続税の申告・納付は、 10か月以内に行わなければ なりません。



相続財産の課税価格の合計が基礎控除額を超える場合には、申告が必要です。

また、相続税の申告・納付手続きは、通常被相続人の死亡日の翌日から10か月以内に行わなければなりません。

相続税の申告にあたっては、資産の評価が重要なポイントとなります。この評価は、資産の種類ごとに方法が決まっており、必ずしも時価と一致するものではありません。

特例の活用について

相続税の計算において、小規模宅地等の課税の特例や、配偶者への税額軽減の特例があります。

これらの特例を活用するには、原則として、相続税の申告期限までに遺産分割協議がまとまっていること、および相続税の申告を行うことなどが必要となります。

※申告書の作成等税務に関する手続きについては、ご希望があれば税理士をご紹介します。

2018年5月1日現在の税制に基づいています。
相続税計算のステップ

1 各相続人の課税価格を合計し、「各相続人等の課税価格の合計額」を算出します。

$$\begin{array}{l} \text{本来の相続財産} + \text{みなし相続財産} - \text{非課税財産} - \text{債務、葬式費用} \\ + \begin{array}{l} \cdot \text{相続開始前3年以内の贈与財産} \\ \cdot \text{相続時精算課税制度の適用を受けた贈与財産} \end{array} = \text{ア 各相続人等の課税価格の合計額} \end{array}$$

2 課税価格の合計額 **ア** から基礎控除を差し引き、「課税遺産総額」を計算します。

$$\text{ア 各相続人等の課税価格の合計額} - \text{遺産にかかる基礎控除} = \text{イ 課税遺産総額}$$

3 法定相続分に応じた税額を計算のうえ合計し、「相続税の総額」を計算します。

相続人各人ごとに法定相続分に応じた税額を計算します。

$$\text{イ 課税遺産総額} \times \text{法定相続分の割合} \times \text{税率} - \text{控除額} = \text{各相続人の法定相続分に応じた税額}$$

上式により算出した各人の税額を合計し、相続税の総額を計算します。

ウ 相続税の総額

4 相続税の総額 **ウ** を実際の取得分に合わせて按分し、「各相続人等の相続税額」を計算します。

$$\text{ウ 相続税の総額} \times \frac{\text{各相続人等の課税価格（実際の取得分）}}{\text{ア 各相続人等の課税価格の合計額}} = \text{エ 各相続人等の相続税額}$$

5 各相続人等の相続税額 **エ** に2割加算後各控除を行い、実際に納付する「各相続人等の納付相続税額」を計算します。

$$\left(\text{エ 各相続人等の相続税額} + \text{2割加算} \right) - \begin{array}{l} \cdot \text{贈与税額控除} \quad \cdot \text{障害者控除} \\ \cdot \text{配偶者の税額軽減} \quad \cdot \text{相次相続控除} \\ \cdot \text{未成年者控除} \quad \cdot \text{外国税額控除} \end{array} = \text{各相続人等の納付相続税額}$$

※については、該当する項目がある場合に計算します。

この商品に関するお問い合わせは



ソリューション営業部
信託コンサルティンググループ TEL. **048-641-6111**

2019年4月1日 現在